

訴 状

平成26年12月2日

東京家庭裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

本籍 東京都中央区銀座1丁目9番

住所 〒104-0052 東京都中央区月島6丁目6番地13メゾン尾沢203

原 告 山 岡 ゆ う 子

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階

さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

本籍 東京都中央区銀座1丁目9番

住所 〒104-0052 東京都中央区月島6丁目6番地13メゾン尾沢203

被 告 山 岡 士 郎

離婚等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

ちょう用印紙額 金1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 原告と被告とを離婚する。
- 2 原告と被告との長男陽士（平成23年4月7日生）、長女遊美（平成23年4月7日生）、二女遊璃（平成25年8月8日生）の親権者を原告と定める。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者について

- (1) 原告と被告は、平成21年6月15日、婚姻した。
- (2) 両名の間には、現在満3歳になる長男山岡陽士（以下、「陽士」という）及び長女山岡遊美（以下、「遊美」という）と、現在満1歳になる二女山岡遊璃（以下、「遊璃」という）という3名の子がいる。なお、陽士と遊美は双生児である。

2 夫婦関係の経過

- (1) 原被告は、いずれも株式会社東西新聞社（以下、「東西新聞」という）の正社員たる記者であり、両名とも同社の文化部に所属している。
- (2) 原告が東西新聞に入社したのは平成19年4月であり、そこで先に入社していた被告と知り合った。
- (3) 折しも東西新聞は、原告の入社時に創立100周年を迎えており、これを記念して「究極のメニュー」という特別企画を立ち上げていた。これは、人間の食文化にスポットを当て、後世に残すべき様々な食材・料理・調理手法等を「究極のメニュー」として収集あるいは考案し、順々に東西新聞の紙上で発表していくという不定期の連作企画であった。

(4) 東西新聞は、原告が同社に入社したばかりの頃に究極のメニューを担当する記者の選別試験を行い、これに合格した原被告両名が担当者となった。原告はまだ入社したての新人であり、被告も原告の先輩とはいっても記者になって5年余りしか経過しておらず、また不精のグータラ社員として名が通っていたため、両名に社の一大プロジェクトを任せるのは抜擢といってよい人事であった。

(5) なお被告の父は訴外海原雄山（以下、「訴外雄山」という）である。同人は陶芸・書画等様々な芸術作品を世に送り出している芸術家である一方、食も一つの芸術と捉え、「美食倶楽部」なる会員制の高級料亭を経営して日夜美食の研究に励んでいた。被告も頑是ない砌からこのような厳格な父親の薫陶を受け、鋭敏な味覚及び嗅覚と、食に関してプロフェッショナルも顔負けの知識及び技術を体得するに至っていた。被告が上記（4）の選別試験に合格できたのは、この訴外雄山の教育によるところが大きい。

なお被告はこの訴外雄山との間に大きな確執を抱えており、原告と東西新聞で出会った際には実質的に絶縁している状態にあった。氏に関しても、訴外雄山の「海原」姓ではなく、母親・海原とし子（故人。以下、「訴外とし子」という）の旧姓にあたる「山岡」を名乗っていた。なお、どのようにして氏を変更したかは不明である。

被告が訴外雄山のことを嫌っていたのは、訴外とし子が夭逝した原因が、専ら訴外雄山にあると考えていたからである。実際には訴外雄山と訴外とし子は仲の良い夫婦だったのだが、訴外雄山は芸術家としても美食家としても非常に厳格な職人肌の間人であったため、訴外とし子に辛く当たることが度々あった。訴外とし子自身も、時に訴外雄山に辛く当たられるのも厭わず、唯一無二のタレントたる訴外雄山を全力で支えるために、体調が悪くなってからも同人に尽くし続けた。

この様子を間近で見っていた思春期の原告には、訴外雄山が訴外とし子をいびっているように見えたようである。

- (6) 被告は、原告と結婚する前も、結婚した後も、訴外雄山に対する罵詈雑言を原告に吹聴し続けた。曰く、「あの男は俺の母親を苛め殺した」「美食のためならなんだって犠牲にする悪魔」「人間の血が流れていない冷血動物」である。

訴外雄山は、当代一の美食家であったため、究極のメニューの事業が立ち上がった後に、東西新聞のライバルである株式会社帝都新聞社（以下、「帝都新聞」という）から協力を要請されて、「至高のメニュー」という類似企画を始めた。後に「究極」と「至高」の対決企画も雑誌やテレビ上で展開されたため、原告は担当者として何度となく訴外雄山と面会し、また協力や教えを乞うこともあった。これを通して、原告は訴外雄山が実際は被告の言うような極悪人でないことを知った。それでも結婚生活においては、被告から訴外雄山の上記のような悪口を日常的に聞かされるため、原告は被告が自身の親をこのように悪し様に言うことに心を痛めていた。

原告が被告に対して訴外雄山との和解や、究極のメニューを完成させるに当たっての協力を求めた際にも、被告は「雄山なんかくそくらえだ！ この期に及んで君がそんなこと言い出すとは思わなかった！裏切りだよ！」と絶叫して、この提案を拒絶した。

- (7) また被告は父の訴外雄山に非常に似て、食に関しては頑固で一切の妥協を許さない性格だった。

婚姻生活初日の朝、原告が被告に対して朝食を作ったことがあった。原告は被告のために方々に足を運んで高品質の食材を集めてきたが、被告はわかめと豆腐のみそ汁に対し「俺は、みそ汁の身は1種類だけのほうが好きだ。身をいくつも入れると、味がにごる。それに、豆腐

の切り方が小さすぎる。これじゃ豆腐のうまみが抜けちゃう。お吸い物じゃないんだから」と文句をつけたのを皮切りに、キュウリの漬け物の切り方を「よく料理屋なんかでこう切るけどさ、形はしゃれて見えるかも知れないけど、食べるほうは災難だ。斜めに薄切りにしたほうがいいんじゃないの？」と難詰し、原告が納豆に混ぜることを想定して用意していた卵の黄身に「俺は生卵をなっとうに入れるのは嫌いだ。卵の匂いがなっとうとまざると、生臭くてさ。なっとうのこの味と匂いが好きで食べてるんだもん、これに卵の味と匂いがまざるのは騒々しくっていけない」と、原告が頭を落としていなかったサンマの干物には「俺、サンマの頭って嫌いなんだ。なんか蛇みたいでさ」「俺だけじゃないぜ、そう思うの。ふつうサンマの干物は頭を落として焼くもんだろ」などと答めて、苦労して朝食を用意した原告に対して感謝の言葉を述べることもなかった。

これを受けて反省した原告は、翌日の朝食でみそ汁の豆腐を大きく切り、アジの干物から頭を切り落としたが、被告はなおみそ汁の豆腐については「大きすぎるよ、これは！」と責め、アジの干物については「このアジの干物、変わってるね。頭がないアジの干物って、首なし死体みたいで、気持ち悪いじゃないか」と謗った。またカブの漬け物の切り方に対しても「むう……このカブの漬け物、こう薄く切ったんじゃ、カブの歯ごたえが楽しめないよ。放射状に、八つ割りに切るもんだよ」と注文をつけた。挙句の果てには、2種以上の具を用いるとみそ汁の味が濁ると前日に言っておきながら、自ら山椒の粉を所望してみそ汁に振ろうとした。

このような被告の非常識な態度に我慢ならなくなった原告は、その日から自室にこもり、しばらく家庭内別居の状態が続いていた。被告は、原告の部屋の前で、「結婚なんざするもんじゃねえってのは、本当

だな！ ええい！！ 不愉快だ！！」などと大音声で呼ばわり，原告を恫喝した。

後にこの件を原告が住居地たるアパートの大家，訴外尾沢平助（以下，「訴外尾沢」という）に相談すると，同人は「なんちゅう無神経な男だ！」「かわいそうに，そんな鬼みたいな男にいたぶられて！」と述べて被告の態度を非難した。

- (8) 食に対する被告のこだわりは，しばしば原被告の生活水準を超える出費をもたらした。素材にこだわる被告は周囲の商店やスーパーマーケットで売っているような食材は気持ち悪いと言って一切箸をつけず，方々で高価な食材を買い求めている。原被告の一家は，エンゲル係数が80を超えている。

調理器具に関しても高価なものを見つけてはその場の衝動で買い漁っており，原告が気を付けて儉約する必要があると述べたその日に16万5000円のしゃぶしゃぶ鍋をデパートで買って帰ってきたことがあった。このような無駄遣いは，枚挙に暇がない。

- (9) また原告は，被告の親友であるという訴外上井太（以下，「訴外上井」という）に結婚の挨拶に行った際に，同人から「山岡，そりゃないだろう。この人はおまえの好みじゃないじゃないか」「おまえは背が高く胸がでかくて，お尻が出っ張ってて，脚が長くて，色っぽいのが好みだって言ったろう。この人は全然違うね。おまえの好みじゃない」「山岡，人間の好みなんて，簡単に変わるもんじゃないぜ。好みじゃない人と，無理して結婚するのはやめろよ。不幸せになるに決まっている」といった言葉を投げかけられた。

この言葉に強くショックを受けた原告は，被告に対して訴外上井との付き合いをやめるよう要請したが，被告は全く聞く耳を持たなかった。

(10) またある日、原被告が夜中に連れ立って自宅に帰ると、自宅の前に揺り籠に入れられた赤子が放置されているということがあった。その揺り籠には手紙が添えられており、「士郎さん 御結婚おめでとうございます。色々考えましたが、やはり珠美は父親であるあなたの元で育てて頂いた方が幸せになれると思います。あなたにそっくりでしょう。かわいがって下さい。おねがいします。裕美」などということが書かれていた。

この事態を前にしても被告は「なななな……何だこりゃ！ こんなの、知らないよ！」と不合理な弁解を続け、相談に乗った訴外尾沢に対しても「冗談じゃない！ 本当に知らないってば！」と白を切り続けた。結局この珠美という赤子はその後やってきた裕美という女性が引き取っていったが、原告は被告が不貞行為に及んでいるのではないかということ強く疑った。

3 婚姻を継続し難い重大な事由について

以上の通りであり、原被告の夫婦生活を継続するに当たっては以下のような問題がある。

(1) 性格の不一致及び価値観の相違

被告は幼稚なマザーコンプレックス気質であり、3児の父となった今でも、肉親の訴外雄山を「母を苛め殺した悪魔」などと、原告や子らに聞こえるように面罵している。原告の両親から訴外雄山と和解するように勧められても被告は態度を改めず、たまに原告が強くと、途端にへそを曲げて酒に走り、しばらく家にも帰ってこなくなるほか、東西新聞にも二日酔いの状態で入社するありさまである。

両親と良好な関係を保っている原告としては被告がこのように父親を非難するのが堪えられず、精神的に大きな負担となっている。

(2) 被告による浪費と育児放棄

被告の「食」にかけるこだわりと情熱はほとんど偏執狂的であって、恒常的に存在する高価な食材や調理器具への出費に原被告の生活は青息吐息の状態で、子らも食以外の部分ではまともな養育を受けられていない。

被告はそのこだわりを原告にも守るよう強いており、「彼が嫌った訴外雄山」のように、妻たる原告に日々非常に厳格に接している。

(3) 被告による不貞

前述の裕美のほか、被告は複数の女性と不貞関係にあると考えられる。特に裕美との関係は子を設けるほどの執拗なものである。

(4) 結語

このような原被告については、もはや夫婦としての生活を続けることはできず、現に現在家庭内別居の状況が6ヶ月余り続いている。民法第770条1項1号及び5号に定める「婚姻を継続し難い重大な事由」が認められる。

4 親権者について

以上の通り食に対して偏執狂的なこだわりを見せる被告は現在も子らに対して「衣」や「住」の分野で満足な養育を与えておらず、被告が親権者と定められれば、このような状態が続くことは明白であって、却って自らのこだわりを守るために子を使役し、厳しく接することは火を見るよりも明らかである。

また両親と良好な関係を保っている原告と異なり、被告の母親訴外とし子は既に死亡しており、父親訴外雄山とも絶縁状態であるため、離婚後単身働くことになる被告は子らの養育に当たって家族の協力を借りることもできない。

被告の下における養育環境は劣悪であるため、子らの親権者は、原告と定められるべきである。

5 調停について

原告は被告を相手方とし、本訴請求と同旨の離婚や、原告を子らの親権者として定めることを求めて調停を申し立てた（御庁平成26年（家イ）第13496号）が、被告が頑なに離婚を拒否し続けたため、同手続は調停不成立により終了した。

7 結語

よって原告は、請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

証 拠 方 法

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲第1号証 | 単行本 |
|---------|-----|

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証写 | 各2通 |
| 3 証拠説明書 | 2通 |
| 4 戸籍謄本 | 1通 |
| 5 委任状 | 1通 |

以 上